

条 例

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十八号

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

第六条第五項及び第七項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務学校職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条の二を削る。

第九条の五第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該学校職員」に改め、「相当する額(以下)の下に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該学校職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第三項中「交通機関等(以下)」を「交通機関等(第一号において)」に、「。以下」を「。第一号において」に改め、同項第一号中「算出したその者」を「算出した当該学校職員」に改め、同号ただし書中「以下」の下に「この号において」を加え、「その者」を「当該学校職員」に改める。

第十二条の二第二項中「第十二条の五」を「第十二条の五第二項各号」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第三項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十二条の三第三号及び第四号並びに第十二条の四第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十二条の五第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第二項各号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十二条の九第二項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十二条の十一の見出し中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条中「第九条、」を「第六条第三項から第十項まで、第九条、」に、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則に次の七項を加える。

8 当分の間、学校職員の給料月額は、当該学校職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第十項において「特定日」という。）以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該学校職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第一及び別表第二にあつては備考2、別表第三及び別表第四にあつては備考の規定（以下この項及び附則第十項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に給料表の備考を適用させた額とする。

9 前項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

一 臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤の学校職員

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）第九条第一項又は第二項の規定により地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める学校職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している学校職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適

用されていた学校職員を除く。)

10 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第十二項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該学校職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「備考適用前特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)(に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「備考適用前基礎給料月額」という。)(に達しないこととなる学校職員(教育委員会規則で定める学校職員を除く。)(には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)(を給料として支給する(差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。)(。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第六条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額」とあるのは、「第六条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)(と当該学校職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)(とする。」とする。

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第十項に規定する学校職員を除く。)(であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第十項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の

間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による給料月額、附則第十項の規定による給料その他附則第八項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第一再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務学校職員	基 准	基 准	基 准	基 准	基 准
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第二再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務学校職員	基 准	基 准	基 准	基 准	基 准
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第三再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「定年前

再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務学校職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

別表第四再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務学校職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年埼玉県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に

次の一項を加える。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例に関する経過措置)

2 給与条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料を支給される義務教育諸学校等の教育職員に対する第三条第一項及び第四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第三条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五条第二項、第十三条第一項第一号並びに第十八条の二中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第四条 学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に改める。

(会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第五条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例(以下「新学校職員給与条例」という。)
附則第八項から第十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。次項において「令和三年改正法」という。)
附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している学校職員には適用しない。

3 暫定再任用学校職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。)
のうち暫定再任用学校職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務学校職員」という。))を除いた学校職員の給料月額、当該学校職員が職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年埼玉県条例第三十一号)第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された学校職員(以下この項から附則第七項までにおいて「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。))であるものとした場合に適用される学校職員の給与に関する条例第五条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第六条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用学校職員のうち暫定再任用短時間勤務学校職員を除いた学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項の規定により定められた当該学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務学校職員が定年前再任用短時間勤務学校職員であるものとした場合に適用される学校職員の給与に関する条例第五条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第六条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級に応じた額に、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短

時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、学校職員の給与に関する条例第十条の四第二項及び新学校職員給与条例第九条の五第二項の規定を適用する。

7 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、新学校職員給与条例第十二条の二第三項及び第十二条の九第二項の規定を適用する。

8 新学校職員給与条例第十二条の五第一項の学校職員に暫定再任用学校職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第二項各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十八号）附則第三項に規定する暫定再任用学校職員（次号において「暫定再任用学校職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員」とする。

9 学校職員の給与に関する条例第六条第三項、第四項、第六項及び第八項から第十項まで、第九条、第九条の六、第十条の二並びに第十条の三並びに新学校職員給与条例第六条第五項及び第七項の規定は、暫定再任用学校職員には適用しない。

10 前七項に定めるもののほか、暫定再任用学校職員に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会規則で定める。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

11 暫定再任用短時間勤務学校職員は、第三条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新学校職員勤務時間条例」という。）第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間条例の規定を適用する。

（学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

12 暫定再任用短時間勤務学校職員は、第四条の規定による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例（以下この項において「新学校職員特殊勤務手当条例」という。）第八条に規定する地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、新学校職員特殊勤務手当条例の規定を適用する。